

現在の運轉状態では相互を困めるのである、二十六日より故障入庫を中止してもらいたい」の勸告を受けし如く、全く巢鴨支部單獨の行動にして、其他各支部線の之に應ずるものありしも、各支部各目の應援行動に依るものにして、組合本部の意思に出でしにあらざるは明かなりしなり。

而して巢鴨支部が何故に此の手段を採りしか。之に就きては操車係、従業員間の平常の軌轢と峻厳なる乗務規定に苦む處より要求の容れられざりし報復に、乗務規定の厳正なるを逆用するに至りしものにして、巢鴨支部員の辯明する處に依れば、巢鴨線運轉車臺数は五六年前に於て、百五六臺なりしに、現在乗客数の著しき増加に係らず、車臺は反つて八十五六臺に減少し、定員以上の乗客を満載して運轉する掌車の苦痛、又何れも制動機不能に陥りし不完全車臺を運轉する運轉手の危険、此等より起る乗客との争鬭等あり、而も従業員は厳しき乗務規定の爲めに苛責なく處分を受くるに反し何等過勞に對しては報酬を與へられず、又電氣局が九百臺(巢鴨車庫に五十臺)の故障車を放置して數十臺の新造車を以て之に充つるを愚なりとし、一臺の新造費を以て、故障車の修理費に振り向ければ、多數車臺の運轉を可能ならしめ、乗客の便を増すは勿論、従業員の勤勞を軽減し得るに係らず、當局の此に出でず、唯従業員に望むに酷烈なる規定の強要を以てすと看做せり。

従業員が電氣局の従業員規定に對し、不満とする處多々ありと雖、其一、二の實例を示せば、早朝乗車を終りしものは、晝間甚だしきは四五時間、乗車の機なく控室に空しく時間を徒費せざるべからず

而して一臺に乗車すべき二人乃至三人の一組員中、一名の缺勤者ある時は其の組中の他の従業員の一人若しくは二人は乗車不可能となり缺勤を餘儀せらるゝに至る。此同僚の缺勤に依る勤務不能者に對しては命休と稱し手當二十錢を給する規定なれども、現在に於ては實施の例なく、通常缺勤者同様の取扱ひを受け居れり。今日の如き運轉車臺數少くしては、假令勞務の意思ありとしても、乗車の機會を與へられず、従つて一日平均六十哩の乗車の如きは單なる理論にすぎずして収入の減少を來たし、従業員の困難の度を増加せしめつゝありと稱し居れり。

又現金を取扱ふ業務とて、従業員は退散に際して裸體検査を行はれつゝあるが、一組各百人前後の多數者が一時に裸體となりて、少數検査者の検査を受くる事とて、冬季の如きは暖房の設備なく、想像以上の苦痛を感じつゝありと。

尙ほ金錢取締法の一として、若し従業員の不正を發見して、之を内報したる者に三圓の賞金を與ふる規定あり。然るに斯の如き不正密告の獎勵は弊害多く、三圓の賞金を得んとして。故意に他人を陥る者あり、且つ此の不正發見の報告度數の多きものは普通「私服」と稱し平服にて乗車し従業員を監視する任務に用ゐらるゝ制度あり。是等の「私服」は不正摘發の數多きを以て自己の職務に對する忠誠を表示する度合の如く考ふる傾向あるは亦止むべからざるものなるべきか、今日の如く乗客過多なる時に於て、停留場に著車したる際、乗客より賃銀を受取りたる儘車臺に歸り、發車の後切符を渡す等